

# 第2回「わくわく地方生活実現会議」資料



平成30年2月26日（月）

（公社）日本ニュービジネス協議会連合会

会長 池田 弘

# 1. 地方創生の深化に向けた課題と対応策

## 【最大の課題】

**地方に根を張って、新会社、新事業を起こし、あるいは既存企業にあってイノベーションを起こすような人材の不足**

⇒官僚や有識者のアドバイザーとしての自治体への派遣は、これまでの計画策定には一部有益であった。しかし、新しい事業を生み出し、地域にある企業を再生するという具体的な事業展開には地域にどっぷりと浸かり、**事業リスクも背負いながらチャレンジする人材**でないと「しごと」を増やし、カネを生み、「まち」が活性化するという好循環は生まれない。

## 【対応策】

・これまでは自治体主導の総合計画策定および事業実施が目立つ。地方が活性化するには地域の銀行や**中堅企業の旦那衆が主体**となって力を合わせ、それを行政や大学などがサポートする形でなければうまくいかない。

・大都市圏の、**地方で頑張ってもよいと思う人材**（内閣府の調査では4割にのぼるという【次頁参考1】）を地方の中堅企業の幹部としてはめ込んでいく、あるいは関連新事業の立ち上げのリーダーとなってもらう、などで**地方に移住**してもらう。彼らを**地方の旦那衆が、その地域での信用力と経営経験からメンターとしてサポート**し続ける。これらが相まって、ようやく成功事例に結びつく。

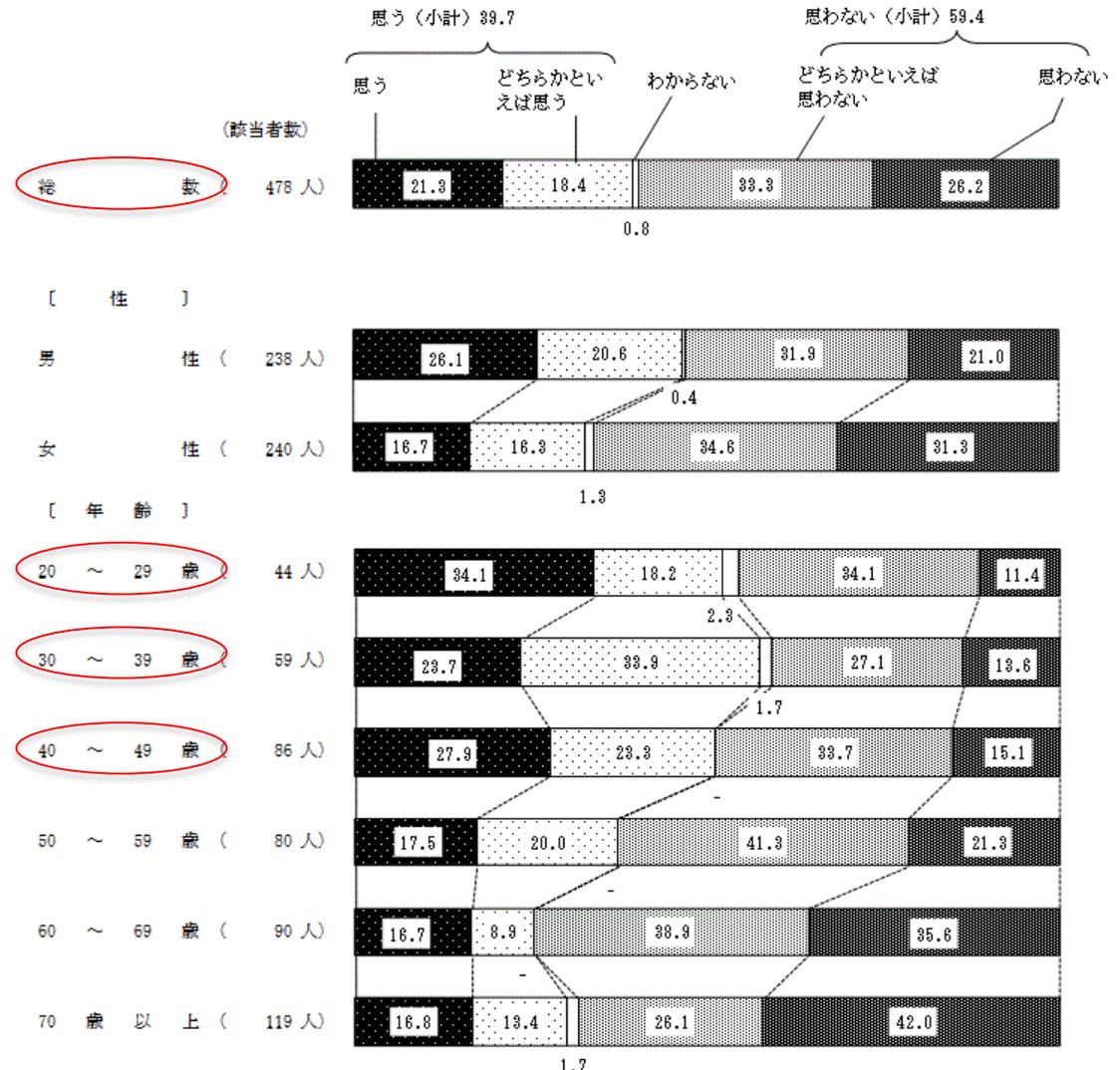
# 【参考1】 地方への移住の意向

## 20代～40代の過半数は「地方に移住しても良い」

居住していると思う地域を「都市」、「どちらかといえば都市」と答えた方を対象に、「あなたは、地方に移住してもよいと思いますか？」と尋ねた結果、

「思う」「どちらかといえば思う」の合計が20代から40代において**50%以上**であった。

全ての世代の合計においても**約4割**の方が地方移住に前向きな意向を示した。



※内閣府政府広報室平成26年10月  
「人口、経済社会等の日本の将来像に関する世論調査」より

## 2. 地方創生に向けて

明治維新から今年で150年、、、  
渋澤栄一は官だけでは日本の国力の向上はないと考え、官を辞し野に下り、第一銀行をはじめとする金融、資源、素材などの日本の屋台骨を支える民業を興した。  
実にその企業数は500を超え、それも地方の銀行や主力企業も多く含まれている。  
今こそ、民間企業や民間経済団体が主役となって政府や自治体に声を挙げないと  
地方創生は成功しない。

### 具体的な施策

- 1) 大都市圏の若年からミドル層の人材の、地方イノベーション推進人材としての活用支援
- 2) 「企業のベンチャー投資促進税制」の活用による地方ベンチャーファンドの設置
- 3) 「企業のベンチャー投資促進税制」と同様の出資額に対する税制優遇制度の、地方における再生ファンドへの拡大適用
- 4) 官民ファンドのリスクマネー供給機能の地方創生への最大活用
- 5) 三大都市圏への学生流入の抑制

# 1)大都市圏の若年からミドル層の人材の、地方イノベーション推進人材としての活用支援

大都市圏での社会人経験を活かして地方を活性化しようという強い志を持つ若年からミドル層の**人材**を、**地域の経営情報を持つ中堅企業（旦那衆）がメンター**となり、契約雇用し育てることによってこそ、彼らが起業や新規事業創出、既存事業の革新などに成功する確率が高まり、地方経済をけん引するイノベーションが生まれる（【次頁、参考2】）。

そのために、国が**3年の間、大都市圏との賃金格差を埋める所得を給付する制度**を導入する（【次々頁、参考3】）。

さらに、**家族等の移転を伴う場合は、相応の支度金を給付**することも検討する。



地方の活性化に希望を持つ若年からミドル層の**人材**を**国が広く公募**し、3年間給与を差額補てんする形で**地方の企業への転籍**を促す。3年後、受け入れ企業と公募者が改めて面談を行い、合意に至らなかった場合は、国がサポートステーション・ジョブカフェ等の公的機関を紹介する、という制度を創設していただきたい。

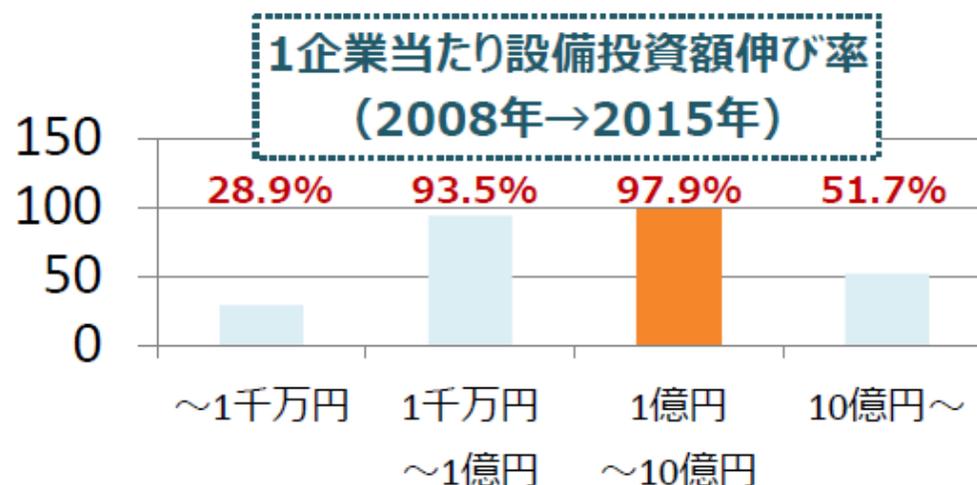
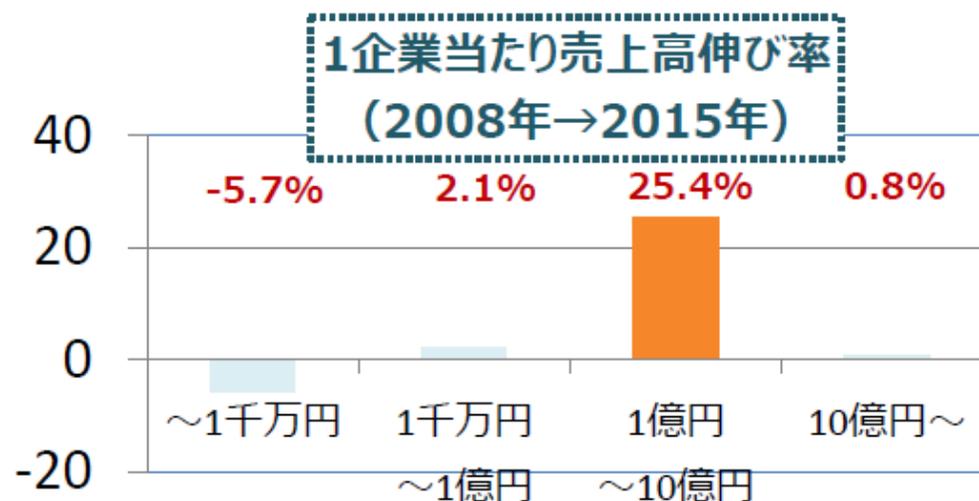
## 【参考2】中堅企業の高い成長力

### 中堅企業の1企業あたりの売上高伸び率は他と比べ非常に高い

資本金1億～10億円の中堅企業は全国に2万5千社ある。  
(全企業数の内0.9%の割合)

2008年～2015年の7年間の1企業あたりの売上高伸び率は**25.4%**と非常に高い。

設備投資額伸び率においても**97.9%**と最も高い。



※経済産業省産業構造審議会地域経済産業分科会  
第14回会合資料2より

## 【参考3】中央と地方の所得格差

### 地方圏の平均所得は東京23区の63.2%

地域区分	平均所得(円) ※	東京23区を 100とした場合	東京圏を100 とした場合	3大都市圏を 100とした場合
東京23区	4,627,051	100 %	119.6 %	126.2 %
東京都	4,377,722	94.6 %	113.1 %	119.4 %
東京圏(1都3県)	3,870,337	83.6 %	100.0 %	105.5 %
名古屋圏(愛知・岐阜・三重)	3,421,725	74.0 %	88.4 %	93.3 %
大阪圏(大阪・京都・兵庫・奈良)	3,375,053	72.9 %	87.2 %	92.0 %
3大都市圏(東京・名古屋・大阪圏)	3,667,135	79.3 %	94.7 %	100.0 %
地方圏(三大都市圏以外)	2,925,113	63.2 %	75.6 %	79.8 %
全国計	3,323,822	71.8 %	85.9 %	90.6 %

「H28年度市区町村課税状況等の調(総務省)」を元に算出

※課税所得/納税義務者数 注)東京圏・名古屋圏・大阪圏の範囲は、「まち・ひと・しごと創生本部の定義による

地方圏の平均所得は、東京23区と、比べて4割近く少ない

東京圏(1都3県)と比べて2割5分近く少ない

3大都市圏(東京・名古屋・大阪圏)と比べて2割近く少ない

【参考】新潟県で所得が最も多い新潟市の平均所得は2,942,586円で地方圏平均とほぼ等しい。

## 2)「企業のベンチャー投資促進税制」の活用による 地方ベンチャーファンドの設置

【適用期間：**平成30年度末**まで】

- 産業競争力強化法に基づき、主として事業拡張期にあるベンチャー企業に投資するファンドの投資計画を経済産業大臣が認定。
- 認定ファンドを通じてベンチャー企業に出資する企業は、認定ファンドが有するベンチャー企業株式の帳簿価額の5割を限度として損失準備金を積み立て、その積み立てた額を損金算入できる。



注) **旦那ファンド**とは：

産業競争力強化法に規定された「企業のベンチャー投資促進税制」の認定ファンドの呼称。主として事業拡張期にあるベンチャー企業に投資するファンドであって、産業競争力強化法に基づき経済産業大臣から投資計画の**認定**を受けたファンド（10億円以上の規模）を通じて出資する企業が、**出資額の5割を限度**として損失準備金を積み立て、**損金算入**できる制度。

営業拠点を置く地域や、取引先、下請け企業があるなど、企業のご縁があるエリアで、地域の銀行や中堅企業が中心になって“**旦那ファンド**”を設立する際は、ぜひ積極的に出資をして、**地方の起業やイノベーション**を支援していただきたい。

### 3)「企業のベンチャー投資促進税制」と同様の出資額に対する税制優遇制度の、地方における**再生ファンドへの拡大適用**

地方において開業率に比して高止まりしている廃業率に関して、従来より地方の経済や文化を支えてきた老舗企業が、後継者難やイノベーション資金の不足等により廃業を余儀なくされるケースも散見される。そのブランド価値や信用力、地域におけるネットワーク力を活かし、再生の可能性を後押しすべきである。



1874（明治7）年創業の新潟の老舗ホテルを、2014年春よりNSGグループにてリノベーションし、再生に取り組んでいる。



1767年創業の酒蔵を再生。経営者はUターンの業界未経験の若者。さらに老舗味噌蔵の再生にも取組中。

## 4) 官民ファンド、特に「官民イノベーションプログラム」の リスクマネー供給機能の地方創生への最大活用

各官民ファンドは、成長戦略への貢献を一層促す観点から、民間単独で取ることの難しいリスクを取った投資を実行し、民間資金の呼び水機能を果たすように求められている。

さらに、地方への投資や人材育成を積極的に推進するべく、具体的数値目標をKPIに盛り込んでいる。地方の自治体や金融機関、企業団体、大学等は、起業やイノベーションを促進する上で、もったこうした官民ファンドの役割を活かして地方創生に役立てるべきである。

特に、官民イノベーションプログラム（現行総額1000億円）では、現在、東北大学・東京大学・京都大学・大阪大学の4国立大学のみを対象としている。第2弾として新たに他の国立大学も対象となる予定だが、さらに私立大学も対象となるように求める。

### 官民ファンドの地域における取組

- ①株式会社産業革新機構
- ②独立行政法人中小企業基盤整備機構
- ③株式会社地域経済活性化支援機構
- ④株式会社農林漁業成長産業化支援機構
- ⑤株式会社民間資金等活用事業推進機構
- ⑥官民イノベーションプログラム（東北大学、東京大学、京都大学及び大阪大学）
- ⑦株式会社海外需要開拓支援機構
- ⑧耐震・環境不動産形成促進事業
- ⑨株式会社日本政策投資銀行における特定投資業務
- ⑩株式会社海外交通・都市開発事業支援機構
- ⑪国立研究開発法人科学技術振興機構
- ⑫株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構
- ⑬地域低炭素投資促進ファンド事業

※内閣官房HP掲載資料より抜粋

## 5)三大都市圏への学生流入の抑制

### (1) 三大都市圏への学生の集中

平成28年度の私立大学の入学定員充足率を地域別にみると、三大都市圏が106.44%に対し、その他の地域では97.79%と約9%の差がある。特に東京は、109.01%と依然として高い充足率を維持している。

### (2) 対応策

- ① 「東京一極集中是正法案」にも記載された、「大学生の集中が進む東京23区においては大学の定員増は10年間認めない」への賛同。

現在、都内大学関係者やマスコミから反対意見が多数上がっているが、少子化の進む中、これまでも定員増を続けてきたことにより、都内の大学の競争率も学生レベルも下がってきている。むしろ、遅すぎた規制であるとの声もある。

区分	集計学校数		志願倍率		入学定員充足率	
	27年度	28年度	27年度	28年度	27年度	28年度
北海道	校 25	校 25	倍 3.37	倍 3.24	% 96.70	% 96.98
東北 (宮城を除く)	21	21	2.59	2.38	84.96	88.60
宮城	11	11	3.43	3.65	101.75	101.75
関東(埼玉・千葉・ 東京・神奈川を除く)	22	22	3.68	3.64	101.42	98.08
埼玉※	26	26	4.33	4.64	104.60	102.01
千葉※	25	25	5.84	7.71	98.26	99.35
東京※	113	113	9.70	9.85	109.98	109.01
神奈川※	25	25	5.88	5.82	104.89	104.05
甲信越	21	21	2.36	2.37	100.97	97.93
北陸	11	11	4.85	4.64	102.22	100.57
東海 (愛知を除く)	20	20	4.39	4.18	96.13	95.11
愛知※	42	42	8.00	7.96	106.17	104.86
近畿(京都、大阪、 兵庫を除く)	12	12	5.53	5.33	97.68	98.66
京都※	27	26	9.87	10.34	106.34	105.39
大阪※	50	50	9.83	9.97	107.68	106.47
兵庫※	31	31	6.61	6.52	99.70	101.18
中国 (広島を除く)	22	21	3.23	3.09	99.13	96.53
広島	15	15	3.88	4.16	94.32	95.09
四国	7	7	2.77	2.82	88.62	88.47
九州 (福岡を除く)	28	28	2.41	2.40	95.21	96.67
福岡	25	25	5.86	6.31	101.19	103.71
合計	579	577	7.58	7.76	105.04	104.42
三大都市圏 (※の地域)	339	338	8.71	8.93	107.28	106.44
その他の地域	240	239	3.87	3.91	97.72	97.79

- ②まち・ひと・しごと創生本部等が『地方大学・地域産業創生事業』として、新たな交付金制度を創設。この制度は自治体が大学での専門人材育成や産業振興に関する計画を策定し、政府が認定すれば交付金を支給するというもので、平成30年度予算案に100億円を計上している。
- ③三大都市圏の国公立大学の学部・学科を、積極的に地方に移転する。
- ④三大都市圏から地方の私立大学・大学院、高専、専修学校等に進学する学生には、奨学金や住宅提供などの支援をより積極的に行なう。特に大学の地元就職率は約5割なのに対し、専修学校は7割を超え（新潟県の場合）、効果的である。

# 地方創生に向けてすべきこと(まとめ)

- 1) 大都市圏の若年からミドル層の人材の、地方イノベーション推進人材としての活用支援
- 2) 「企業のベンチャー投資促進税制」の活用による地方ベンチャーファンドの設置
- 3) 「企業のベンチャー投資促進税制」と同様の出資額に対する税制優遇制度の、地方における再生ファンドへの拡大適用
- 4) 官民ファンドのリスクマネー供給機能の地方創生への最大活用
- 5) 三大都市圏への学生流入の抑制

・・・ご清聴、ありがとうございました。